三重県条例第四十二号

三重県教育改革推進会議条例

(設置)

第一条 三重の教育の改革に関する重要な事項を調査審議するため、三重県教育委員会の附属機関 として、三重県教育改革推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第二条 推進会議は、三重県教育委員会の求めに応じ、三重の教育の改革に関する重要な事項その 他三重県教育委員会が必要と認める事項について調査審議し、その結果を三重県教育委員会に報告する。

(組織)

- 第三条 推進会議は、委員二十人以内で組織する。
- 2 前項の場合において、男女いずれかの委員の割合は十分の四を下回らないものとする。ただし、 三重県教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。 (委員)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから三重県教育委員会が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 教育関係者
- 三 前二号に掲げる者のほか、三重県教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第五条 推進会議に、会長及び副会長各一人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

- 第六条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (部会)
- 第七条 推進会議はその定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属させる委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によって定める。 (庶務)
- 第八条 推進会議の庶務は、三重県教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営その他推進会議に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。